

遺骨を改葬するときは

東近江市内の墓地から埋葬されている遺骨を取り出し他の墳墓へ遺骨を移す（改葬する）ときは、東近江市に「改葬許可申請書」を提出いただく必要があります。（同じ墓地内で遺骨をいったん取り出して埋葬しなおす場合も必要です）

この申請が認められれば、東近江市から「改葬許可証」を交付します。

- ・「改葬許可申請書」は、改葬先の墓地や納骨堂が決まってから提出してください。
- ・「改葬許可申請書」は、遺骨1体について1枚必要です。
- ・「改葬許可証」は遺骨に添えて新しい墓地等へ納骨してください。

墓地、埋葬等に関する法律（抄）

第二条（中略）

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

改葬許可申請書の内容について

【記入上の注意】

- ・住所や本籍地などは、できる限り省略しない正式な表記で記入してください
（例） ○ 4丁目3番5号
× 4-3-5
- ・どうしても記載できない項目があるは、お寺や墓地管理者に相談してみてください。もし、お寺や墓地管理者でも分からない場合は、その項目は「不詳」と記載してください。

■死亡された方について

死亡者の本籍・住所・氏名・性別・死亡年月日

- ・分かる限り記入してください。
- ・死亡胎児の場合、氏名欄は「胎児」と記入してください。
- ・古いお骨で詳細がまったく分からない場合は、やむを得ませんので「先祖代々」でまとめてください。

■埋葬・火葬されたことについて

埋葬又は火葬の場所・年月日

- ・分かる限り記入してください。
- ・埋葬とは、「土葬」のことです。
- ・「墓地（霊園）・火葬場」の項目は、該当する施設を○で囲んでください。

■改葬することについて

改葬の理由

- ・「新しい墓地の購入」など、簡潔に記入してください。

改葬の場所

- ・新たに納骨する住所と施設名を記入してください。
- ・「墓地（霊園）・納骨堂」の項目は該当する施設名称を○で囲んでください。

■申請される方について

お墓からお骨を取り出す行為ですので、原則として、これから遺骨を取り出そうとする墓地の使用者ご自身から申請いただきます。どうしても使用者のお名前で申請できない事情があるときは、使用者の方から、お墓から遺骨を取り出すことを承諾する書面に署名捺印してもらって添付してください。（使用者の方が記入捺印された申請書を他の方が代理で提出されることは差し支えありません）

申請者の住所・氏名

- ・改葬の申請をする方の住所、氏名を記入し、氏名のうしろに押印してください。

死亡者との続柄

- ・「兄の長男の妻」等、死亡者からみて申請者が何に当たるかを記載してください

■現在遺骨が埋葬されていることの証明について

- ・現在、遺骨が葬られている墓地の管理者の証明が必要です。市役所にこの申請書を提出する前に、申請書の所定の欄に証明をもらってください。墓地管理者とは、市営墓地は市、その他の墓地は、通常、お寺、墓地管理組合、自治会長などになります。
- ・東近江市市営墓地（布引山霊苑墓地、能登川墓地公園）から改葬される場合は、市が管理者になりますので、この欄は空欄のままで結構です。

次の書類を併せてご提出ください

これから遺骨を埋葬（収蔵）する墓所の証明書

改葬先の墓地や納骨堂が確かに存在し、遺骨を受け入れてもらえることが分かるものを添付してください。（利用許可証、使用証明書、領収書や契約書等の写しなどになります。改葬先の墓地の管理者の方にご相談ください）